



2026年5月12日

各位

会社名 大阪製鐵株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷 潤一  
(コード 5449 東証スタンダード、福証本則)  
問合せ先 総務部長 森 公良  
(電話 06-6204-0300)

## 株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル (総称して、以下「提案株主」といいます。) より、2026年6月24日開催予定の第48回定時株主総会における議題について、株主提案 (以下「本株主提案」といいます。) を行う旨の2026年4月15日付書面を受領いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### I. 本株主提案の内容

##### 1. 議題

- (1) 特定の株主からの自己株式取得の件
- (2) 剰余金を処分する件

##### 2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、本株主提案の内容については、提案株主様から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

#### II. 本株主提案に対する当社取締役会意見

##### 1. 「(1) 特定の株主からの自己株式取得の件」

###### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

###### ② 反対の理由

##### 1. 本議案は当社及び日本製鉄の意向にかかわらず一方的に提案された濫用的な株主提案であること

提案株主は、本議案を通じて、当社の親会社である日本製鉄株式会社 (以下「日本製鉄」といいます。) が保有する当社株式 (16,629,030株) の全てを自己株式取得すること (以下「本件自己株式取得」といいます。) を求めています。

本議案の根拠となる会社法第160条は、発行会社が、特定の株主に対してのみ売却機会を付与した自己株式取得を行おうとする場合に、株主総会の特別決議による承認という厳格な手続を要求する規定です。

しかしながら、当社は、日本製鉄以外の株主の皆様の売却機会を一切排除する形での自己株式取

得を行うことを企図しておりません。本議案は、当社及び日本製鉄の意向にかかわらず提案株主の一方的な意向に基づいて提案されたものです。

このように、本議案は、当社及び日本製鉄の意向にかかわらず、会社法第160条の趣旨にそぐわない手法でこれを利用して（いわば制度を濫用して）行われたものであるといわざるを得ません。

## **2. 本議案は公正性・透明性に欠ける自己株式取得を可能とするものであり、提案株主が要求する自己株式取得は株主平等原則の趣旨に反するおそれすらあること**

当社は、仮に提案株主が要求するような大規模な自己株式取得を実施する場合、その方法としては、自己株式の公開買付けや市場内取引を通じて、当社の株主の皆様へ平等な売却機会を付与し、かつ、当社の株主の皆様への適切な情報開示を伴う透明性の高い方法によって自己株式取得を実施すべきと考えております。

しかしながら、本議案は、当社が当社株式を自己株式取得するにあたって、日本製鉄以外の株主の皆様へ自己株式取得の機会を一切付与することなく、かつ、株主の皆様への情報開示が不十分な状態で日本製鉄のみから相対で自己株式取得することを可能とすることを求めるものであり、本件自己株式取得は公正性・透明性に欠ける手法であります。

会社法第160条は、株主平等原則の趣旨に基づき、株主の皆様に対して売却機会を付与することを原則とするものでありますが（会社法第160条第3項）、本議案は、本件自己株式取得の取得対価を本総会の開催日前日における当社株式の市場株価と同額とすることにより、株主の皆様に対して売却機会を一切付与しないこととしております（会社法第161条）。しかしながら、仮に提案株主が要求する本件自己株式取得が実施される場合、後述3. のとおり、当社において極めて多額のキャッシュアウトが生じ、当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があることにより、当社株式の市場株価が大幅に下落する可能性も否定できません。そのような状況において、当社が、日本製鉄以外の株主の皆様へ自己株式取得の機会を一切付与することなく、日本製鉄のみから相対かつ本総会の開催日前日における当社株式の市場株価と同額で自己株式取得することは、株主平等原則の趣旨に反する事態を招きかねないと考えられます。

したがって、本議案については提案株主が要求する自己株式取得を実施することは適切でないと判断しております。

## **3. 提案株主が要求する自己株式取得を実施する場合、極めて過大なキャッシュアウトが生じること**

仮に提案株主が要求する本件自己株式取得を実施する場合、当社において、当社の時価総額（自己株式を除きます。）の6割に近い金額のキャッシュアウトが生じることとなります。

そのような多額のキャッシュアウトが生じれば、当社が公表した中期経営計画において予定していた各施策を実施するための必要資金等が不足する事態となり、当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上を阻害することは明らかです。

## **4. 提案株主が要求する自己株式取得が実現された場合、当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があること**

仮に提案株主が要求する本件自己株式取得が実現された場合、当社が日本製鉄グループの会社（日本製鉄の子会社）でなくなる一方、提案株主の当社に対する議決権割合は約40%となり、提案株主が当社の経営支配権に重大な影響を与える立場を有することとなります。

当社は、日本製鉄との間で電炉・形鋼に関する製造設備や操業技術面での連携、建築・土木・造船分野における営業面での連携、人材・情報セキュリティ等に関わる連携を図っている等、当社が日本製鉄グループに所属することによって当社の企業価値向上が図られていると考えております。これに対して、提案株主は、本件自己株式取得後に当社の経営支配権に重大な影響を与える立場を有することとなるにもかかわらず、上記を上回る企業価値向上策その他の当社の経営方針について一切これを示しておらず、提案株主が要求する本件自己株式取得が実現された後における当社の経営は、その将来について極めて不透明性の高い事態に陥り、当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼ

す可能性が否定できません。

このように、本議案は、支配権の異動を伴い、本件自己株式取得が実施された後の当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、その後の当社の経営方針について何ら提案株主より説明がされていないものであり、当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上に資さないばかりか、一般株主の皆様の利益を顧みない極めて無責任な株主提案であると言わざるを得ません。

## 5. まとめ

以上のように、当社取締役会としましては、本議案がいわば制度を濫用して行われたものであるとともに、公正性・透明性に欠ける自己株式取得を可能とする提案であり、かつ、本件自己株式取得がなされた場合には当社の財務状況や事業運営に対して重大な悪影響を与えるものであること等を踏まえ、本総会において承認決議することは適当でないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 2. 「(2) 剰余金を処分する件」

### ① 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

### ② 反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして位置づけており、経営基盤の長期安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指す観点から、配当については、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していく方針としております。

また、当社は、2025年1月31日、収益改善と資本効率化を柱とした「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について「大阪製鐵グループ中期経営計画」」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、これを公表いたしました。当社は、本中期経営計画において、株主資本コストを上回るROEを目指すこととしており、そのステップとして、まずは2027年度にROE 5%を達成することを目標するとともに、株主還元方針につきましては、当社は、今後3年間に必要な戦略投資や基盤強化投資、老朽更新投資による必要資金を算出するとともに、収益改善策により見込まれるキャッシュ・フローや運転資金を検証し、配当性向30%程度を目途とした配当に加え、2025年度から2027年度までの3年間で300億円を上限とする株主還元策が可能と判断し、その一環として、2026年3月期には自己株式の公開買付け（約220億円）を実施いたしました。

以上のように、当社は、将来の必要資金、キャッシュ・フローや運転資金を検証した上で、当該検証に基づき、2025年度から2027年度までの3年間で株主の皆様へ還元することが可能な金額として上記金額を算出しております。

これに対し、本議案は、本中期経営計画における戦略投資や基盤強化投資、老朽更新投資の資金所要や手元資金の状況等の上記のような将来の必要資金等を一切考慮することなく、配当方針をDOE 8%に変更することを求め、当該配当方針に基づく当期期末配当の実施を提案するものであり、このような配当方針は今後の当社の事業の継続可能性や成長性を阻害し得る極めて短期的な視点に基づいた要請であります。当社は、こうした極めて短期的な視点に基づく要請は、中長期的な当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上に資するものではないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

\*本株主提案の内容については、提案株主様から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

1. 特定の株主からの自己株式取得の件
2. 剰余金を処分する件

## 第2 提案の内容

下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/NIPPON-OSAKASTEEL/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

### 1. 特定の株主からの自己株式取得の件

#### (1) 取得する株式の種類

普通株式

#### (2) 取得する株式の数

16,629,030株(但し、後記(4)本文に基づいて算定した取得と引換えに交付する金銭の総額(以下「調整前自己株式取得総額」という。)、当社が提案する剰余金配当議案が可決されて配当財産として割り当てられる金額及び当社取締役会が会社法459条1項に基づき決議した剰余金の配当において配当財産として割り当てられる金額の合計額(以下まとめて「当社配当総額」という。)並びに議案2が可決されて配当財産として割り当てられる金額の総額(以下「提案株主配当総額」という。)を合計した金額が、本総会の日または取得についての契約締結日における会社法461条に定める分配可能額(以下「分配可能額」といい、2つの金額が異なる場合、いずれか低いほうの金額とする。)を上回る場合、取得する株式の数は、調整前自己株式取得総額から、(ア)調整前自己株式取得総額、(イ)当社配当総額及び(ウ)提案株主配当総額の3つを合計した額が分配可能額を上回る差額(以下「剰余金調整額」という。)を控除した金額を、本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格(当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)で除した数(1株未満切捨て)とする。

#### (3) 取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

#### (4) 取得と引換えに交付する金銭等の総額

本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格(当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)に、取得する株式の数を乗じた金額(前記(2)において「調整前自己株式取得総額」と定義したもの。)とする。但し、(ア)調整前自己株式取得総額、(イ)当社配当総額及び(ウ)提案株主配当総額の3つを合計した金額が分配可能額を上回る場合、取得と引換えに交付する金銭の総額は、調整前自己株式取得総額から剰余金調整額を控除した額とする。

#### (5) 株式を取得することができる期間

本総会終了の日から2026年9月30日まで

(6) 取得する相手方

日本製鉄株式会社

なお、自己株式の取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条の第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

2. 剰余金を処分する件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第48期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.08を乗じた金額から、第48回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款39条に基づいて第48回定時株主総会の開催日までに2026年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第48回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第48回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第48回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

第3 提案の理由

1. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案では、当社の親会社である日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）が保有する全ての当社株式を当社が取得することを求めている。

当社では、少数株主の利益毀損等の親子上場の典型的な弊害が生じており、当社の株価は長期的に低迷している。そのため、提案株主は当社および日本製鉄に対し、日本製鉄が当社を完全子会社化することにより、親子上場を解消するよう求めてきた。

しかしながら、日本製鉄は、2025年以降、上場子会社2社を完全子会社化した一方、保有する当社株式の一部を売却している。

当社が日本製鉄にとって有益な子会社なのであれば、他の子会社同様に完全子会社化することが合理的であるが、当社についてはその真逆の対応を行っており、当社は日本製鉄にとって不要な子会社であることが推認される。

そのため、当社は、日本製鉄の保有する全ての当社株式を取得し、日本製鉄から独立した企業として株主価値向上を目指すべきである。

2. 剰余金を処分する件

提案株主は、当社の親会社である日本製鉄が当社を完全子会社化することが、当社の少数株主にとって最善であるが、仮に当社が日本製鉄にとって不要な子会社なのであれば、前号議案の通り、日本製鉄が保有する全ての当社株式を当社が取得すべきであると考えている。

当社は親子上場を維持することに固執しているが、当社のPBRは15年以上、解散価値である1倍を上回ったことはなく足元のPBRは僅か0.6倍程度に留まる。

今後も上場を維持するのであれば、早期にPBR 1倍割れの解消を行うことが求められるが、当社の中期経営計画はROE目標が僅か5%であり、この目標を達成してもPBR 1倍割れの解消は困難である。また、足元では業績不振に陥っており、この低い目標の達成すら不透明な状況にある。

当社の自己資本比率は約73%と高すぎる水準にあり、配当方針をDOE 8%に変更することで、資本効率の改善、資本コストの低下を図るべきである。

以上